

議案第147号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年（2017年）12月11日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。